

(平成27年2月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年9月30日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から35年9月30日まで
② 昭和52年9月30日から62年1月13日まで

私は、申立期間①においてB社(当時は、C社)に勤務したにもかかわらず厚生年金保険の加入記録が無い。また、A社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和52年9月30日から同年10月1日までの期間について、A社から提出された申立人に係る給与支給額明細により、申立人は、当該期間も同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与支給額明細において確認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書における資格喪失日は、昭和 52 年 9 月 30 日であることから、事業主は、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 52 年 10 月 1 日から 62 年 1 月 13 日までの期間について、A 社は、「申立人は、平成 8 年 4 月 23 日まで継続して勤務していた。」と回答しており、当該期間の一部については雇用保険の加入記録が確認できることから、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社は、「昭和 52 年 4 月 1 日に従業員皆で厚生年金保険に加入したが、保険料を負担しきれなくなったため、複数の従業員には、本人納得の上で社会保険から抜けてもらった。それ以降は厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している上、同社から提出された、52 年 10 月から 54 年 5 月までの期間及び 61 年 1 月から 62 年 1 月までの期間に係る給与支給額明細において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人は、厚生年金保険の資格喪失日として記録されている昭和 52 年 9 月 30 日に国民年金に加入し、60 歳までの期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②のうち、昭和 52 年 10 月 1 日から 62 年 1 月 13 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできでない。

2 申立期間①について、申立人の C 社における勤務状況の詳細な供述から、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる、

しかし、B 社は、「当時の資料は保存していないが、当時を知る元従業員に聞いたところ、工場には複数の日々雇用の従業員や、5 年から 10 年見習期間として働いていた人もおり、その人達は厚生年金保険には加入していなかった。」と回答している。

また、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録を有し、

所在が確認できた元従業員 21 人に照会したところ、回答のあった 13 人はいずれも申立人を記憶していないとしており、申立人の申立内容を裏付ける回答は得られなかった。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立期間に申立人及び申立人が名前を挙げた元同僚の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和44年7月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年7月及び同年8月は2万8,000円、同年9月及び同年10月は3万円、同年11月及び同年12月は2万8,000円、45年1月及び同年2月は3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月7日から45年3月7日まで

私は、昭和44年7月7日付けでA社B事業所に入社し、52年5月31日まで継続して勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が45年3月7日になっていることに納得できない。当時の給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の社員手帳及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間において、同社B事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された昭和44年8月分以降の給与明細書及び昭和44年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は、申立期間に厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額

のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書により推認又は確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、昭和44年7月及び同年8月は2万8,000円、同年9月及び同年10月は3万円、同年11月及び同年12月は2万8,000円、45年1月及び同年2月は3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月25日は59万8,000円、16年2月25日は85万1,000円、同年8月25日は83万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

私は、A社から申立期間①、②及び③において賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、当該期間における標準賞与額の記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書により、申立人は、申立期間においてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の給与明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は59万8,000円、申立期間②は85万1,000円、申立期間③は83万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月
② 平成 15 年 12 月

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社から賞与が支給されていたと主張しているが、申立人から当該事情を示す関連資料の提出は無く、具体的な賞与の支給額等も記憶していない。

また、A社は、平成 23 年 3 月 31 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、賃金台帳等を保存しておらず、申立人の申立期間について、賞与の支給額及び厚生年金保険料控除額は不明と回答している。

さらに、申立人は、A社からの給与及び賞与の振込みに使用した銀行預金口座の銀行名等について覚えていないと供述しており、申立期間に係る賞与の支給額等に係る調査を行うことができない。

このほか、申立人の申立期間について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5668 (事案 4468 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 1 月 27 日から 22 年 10 月 31 日まで
② 昭和 24 年 5 月 16 日から 26 年 6 月 17 日まで

私の父の年金記録に係る申立てで前回審議において認められなかった申立期間のうち、A社(現在は、B社が承継)に勤務していた申立期間①及びC社に勤務していた申立期間②のそれぞれについて、再度申立てを行うので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

申立期間①については、A社が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間ということだが、申立期間①当時、父と一緒に勤務していた同僚は、それよりも早い昭和 20 年 7 月 1 日から同社において厚生年金保険に加入した記録になっている。厚生年金保険料の控除を確認できるものは残っていないものの、前後の厚生年金保険の加入状況から見ても申立期間①に父が同社に勤務していなかったとは考え難い。

また、申立期間②については、その直前に厚生年金保険の被保険者記録があるD事業所は、その後E事業所に名称が変わっており、D事業所又はE事業所で父が被保険者であった可能性があるため、E事業所について調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、i) F市に所在していたA社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 22 年 11 月 1 日であり、申立期間①は、同社が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間であること、ii) 申立人が申立期間①の直前まで厚生年金保険被保険者であったG町(現在は、

H市)に所在していたA社I工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿についても確認したが、同社同工場は、昭和21年3月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同被保険者名簿において、申立人が同社同工場で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年1月26日以降に被保険者資格を取得したことが確認できる者は、いずれも死亡又は所在不明のため、聞き取り調査を行うことができず、申立人の申立期間①に係る同社同工場における厚生年金保険の加入状況について確認することができないこと、iii)申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと、また、申立期間②に係る申立てについては、i)C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じく昭和26年6月前後に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる6人に照会したところ、5人から回答が得られたが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間②における勤務実態について確認することができないこと、ii)B社から提出された社史により、同社の前身であるA社には、申立期間②当時、J市に同社K工場(適用事業所名は、L社K工場)が存在していたことが判明しており、L社K工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿についても確認したが、申立期間②において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無いこと、iii)申立人が申立期間②の直前まで厚生年金保険被保険者であったD事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿についても確認したが、申立人が昭和24年5月15日に被保険者資格を喪失した旨の記載が確認できるほかに、申立人に係る被保険者記録は確認できないこと、iv)申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成24年2月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立人の子は、前回の審議結果に納得できないとして、一部の申立期間及び事業所名称を変更して、再申立てを行っているところ、申立期間①について、申立人の子は、「父の元同僚のねんきん特別便には、厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和20年7月1日、資格喪失日が58年3月31日である被保険者記録の事業所名が『B(株)』と記載されているが、B社の前身はA社だったのだから、前回の申立てにおいて、年金記録の訂正は必要でないとする理由の一つとして『A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和22年11月1日からで申立期間①は厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。』とされた点については理由にならない。」と主張している。

しかし、オンライン記録によれば、申立人及び当該元同僚は、昭和19年

10月1日にM町（当時）のA社（*）において厚生年金保険の被保険者資格を取得した後、申立人は、20年7月1日に被保険者資格を喪失し、当該元同僚は、同年6月1日に被保険者資格を喪失しており、その後、申立人及び当該元同僚が厚生年金保険に加入したそれぞれの事業所は、適用事業所になった日が異なる別々の事業所であることが確認できることから、申立期間①において当該元同僚の被保険者記録が存在することは、上記の主張を裏付ける事情とはならない。

また、当該元同僚については、前回の申立てにおいて申立人の子が氏名を挙げていたことから、既に同僚照会をしており、その際、当該元同僚は、「私は総務部人事部配属になったことはありませんので、申立人の入社、退社、勤務先や勤務地の異動等の詳細は分かりません。」と回答している上、当該元同僚の厚生年金保険被保険者記録において、昭和20年7月1日から58年3月31日までの期間に被保険者となっていたA社K工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿についても確認したが、当該被保険者名簿において申立期間①に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人の子は、「申立期間②の直前に厚生年金保険の被保険者記録があるD事業所は、その後、E事業所に名称が変わっており、D事業所又はE事業所で父が被保険者であった可能性があるため、E事業所について調査してほしい。」と主張している。

しかし、N市に所在していたE事業所が適用事業所として確認できたものの、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和24年1月1日から26年7月1日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、E事業所において申立期間②に厚生年金保険被保険者であった者のうち、連絡先が判明した10人に照会をしたところ、8人から回答が得られたが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間②における勤務実態を確認することができない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料等は提出されておらず、ほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。